

山口ゆめ花博（第35回全国都市緑化やまぐちフェア）はなアクション参加要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する第35回全国都市緑化やまぐちフェア（以下「山口ゆめ花博」という。）のはなアクション参加（以下「参加」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 参加とは、個人・団体の責任において、山口ゆめ花博の魅力と一緒につくっていくことを目的として、山口ゆめ花博の会期中に第3条に規定する活動区分により、ボランティアとして山口ゆめ花博に参加することをいう。

（活動区分）

第3条 はなアクションの活動区分は次に掲げるとおりとする。

区 分	内 容
おもてなし支援	来場者おもてなしに関する各種サービス活動
花ガイド	会場内の花緑を見学するツアーガイド
花管理支援	花がら摘みや除草など会場内植物の管理支援
アクティビティ運営支援	体験・参加コンテンツの運営ボランティア
イベント運営支援	コンテンツ参加「ゆめアクション」の運営サポート

（配置等）

第4条 はなアクションの活動日程、場所及び活動内容は、参加者が活動に参加できる範囲内で実行委員会が指定する。

（活動条件）

第5条 参加者に対して、謝礼金及び交通費の支給は行わない。

（参加資格）

第6条 参加資格を有する者は、山口ゆめ花博の会期中に、原則として、通算3日以上以上の活動ができる者とする。ただし、高校生以下の場合は、保護者の同意が得られる者とする。

（募集期間）

第7条 募集期間は、平成30年2月1日から平成30年5月31日までとする。ただし、募集期間終了後においても、必要に応じて追加募集を行うことができる。

(応募方法)

第 8 条 はなアクションに参加する場合は、「山口ゆめ花博 はなアクション申込書」(様式第 1 号)に必要事項を記入し、実行委員会に提出する。

2 実行委員会は、前項による申込みがあった場合、前条の参加資格を満たしていることを審査した上で、登録の手続きを行い、「はなアクション登録通知書」により申込者に通知する。

(登録期間)

第 9 条 登録期間は、「はなアクション登録通知書」を通知した日から、平成 30 年 11 月 4 日までとする。

(登録の取り消し)

第 10 条 登録された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、後日、「はなアクション登録解除通知書」により、本人に通知する。

- (1) 登録辞退の申し出があった場合
- (2) 第 4 条による指定に従わない場合
- (3) はなアクション参加者としての適性に欠けると認められる場合

2 登録を辞退しようとする場合、「はなアクション登録解除届出書」(様式第 2 号)を実行委員会に提出する。

(守秘義務)

第 11 条 参加者は、はなアクションの活動を通して得られる情報のうち、実行委員会から指示のあった情報を、山口ゆめ花博の会期中及び会期の前後を問わず、他の目的に使用または第三者に漏らしてはならない。

(研修)

第 12 条 実行委員会は、はなアクションの活動を円滑に進めるため、はなアクション登録者に対して、当該活動に必要な研修を行い、登録者は必ず受講する。

(保険への加入等)

第 13 条 実行委員会は、万一の事故等に備えて、参加者を被保険者とするボランティア活動保険の加入手続きを行う。

2 保険料は、実行委員会が負担する。

3 参加者が事故等により、当該活動中に受けた損害の補償の範囲は、第 1 項の保険から支払われる金額を限度とする。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施に関し定めのない事項については、実行委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 1 月 23 日から施行する。